

令和8年度 サーキュラーエコノミーの基盤づくり業務 事業化支援プログラム 支援対象者選定審査基準

「令和8年度 サーキュラーエコノミーの基盤づくり業務」において実施する、事業化支援プログラム（Circular Business Acceleration Program）の支援対象者の選定に関し、必要な事項を以下のとおり定める。

1 審査の方法

(1) 本審査は、次に掲げる者をもって構成する選定委員会（以下「委員会」という。）において行う。

- ア 京都市環境政策局環境企画部環境総務課 担当課長
- イ 受託者業務責任者
- ウ メインパートナー業務責任者
- エ 事業化支援プログラムサーキュラービジネスメンタリング担当者

(2) 委員会は、応募者から提出された書類の内容等に基づき、次に掲げる事項を評価する。

- ア 循環性（Circularity）
- イ 市場性（Scalability）
- ウ 実現可能性（Feasibility）
- エ 京都らしさ（Kyoto-ness）
- オ インパクト（Impact）
- カ 新規性（Novelty）

(3) 前号の規定による評価は、別表により各委員が評価し、算出した評価点（前号の規定による評価の得点の合計をいう。以下同じ。）の平均点をもって充てる。

(4) 委員会は、令和7年度「サーキュラービジネスデザインスクール京都」の参加者（修了者）が申請した事業については、前号の規定により算出した評価点に、当該評価点に10分の1を乗じて得た点数（評価点×0.1）を加算する。ただし、加算後の評価点は100点を上限とし、これを超える場合は100点とする。

(5) 委員会は、評価点が最大となる申請事業から順に、合計2者を支援対象として採択する。なお、委員会は、採択する事業のポートフォリオの多様性に配慮することができる。ただし、評価点が同点となる申請事業が複数あり、当該全事業を採択できない場合には、委員会において協議のうえ、採択する事業を決定する。

(6) 委員会は、同一の評価項目について、複数の委員がE評価とした場合、又はその他事業の実施に支障があると認められる場合は、前号の規定にかかわらず、採択しないことができる。

(7) 委員会は、第(2)号の規定による評価及び第(5)号の規定による採択に際し、応募者に対して、日時を定めて応募の内容に関するヒアリングを実施できるものとする。

2 失格事項

次の各号のいずれかに該当する場合は失格とする。

(1) 提出書類に虚偽の内容が含まれると認められる場合

(2) 採択結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

(3) 京都市内に本社又は事業所を置いていない場合（市内の事業所開設等に向けて具体的な手続を進めている者を除く。）

(4) 提案内容が公序良俗に反する又は反社会的勢力との関係が認められる場合

3 評価結果の開示

応募者が希望した場合は、当該応募事業の評価点（1(2)に掲げる各事項の評価の得点の平均とその合計）を開示する。なお、1(4)の規定による加点の対象となった事業については、加点前及び加点後の評価点を併せて開示する。

4 その他

この審査基準に定めのないものについては、京都市及び受託者の協議のうえ定める。

(別表) 評価項目、評価基準及び評価点

項目	評価事項	評価基準	(評価点)	配点
循環性(Circularity)	<ul style="list-style-type: none"> ・サーキュラーエコノミーの3原則（廃棄・汚染を出さない／製品・素材を高付加価値で循環させ続ける／自然を再生する）に沿ったビジネスモデルとなっているか。 ・バリューチェーン全体で資源循環（リユース・リペア・シェアリング・リサイクル・再生可能素材の活用等）が設計されているか。 	<ul style="list-style-type: none"> A：特に優れている B：優れている C：普通 D：劣っている E：特に劣っている 	<ul style="list-style-type: none"> (20) (15) (10) (5) (0) 	20
京都らしさ(Kyoto-ness)	<ul style="list-style-type: none"> ・京都の文化、伝統、地域資源、工芸・ものづくり文化等を活かした独自性があるか。 ・京都市内における実装・展開の具体性があり、地域に根差した事業構想となっているか。 ・京都市の認証・表彰制度（これからの1000年を紡ぐ企業認定等）の取得・申請状況も、京都に根差した事業姿勢を示す要素として加点的に考慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> A：特に優れている B：優れている C：普通 D：劣っている E：特に劣っている 	<ul style="list-style-type: none"> (20) (15) (10) (5) (0) 	20
インパクト(環境)(Environmental Impact)	<ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガス削減、資源投入量削減、廃棄物削減、生物多様性への貢献等、明確な環境インパクトが見込まれるか。 ・インパクトの測定・可視化（定量化）の見通しがあるか。 	<ul style="list-style-type: none"> A：特に優れている B：優れている C：普通 D：劣っている E：特に劣っている 	<ul style="list-style-type: none"> (10) (7.5) (5) (2.5) (0) 	10
インパクト(社会・地域経済)(S)	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用創出、地域事業者・伝統産業との連携、市民の行動変容、教育効果等、地域社会 	<ul style="list-style-type: none"> A：特に優れている B：優れている C：普通 	<ul style="list-style-type: none"> (10) (7.5) (5) 	10

項目	評価事項	評価基準	(評価点)	配点
social & Economic Impact)	及び地域経済への貢献が期待できるか。	D：劣っている E：特に劣っている	(2.5) (0)	
市場性(Scalability)	・ターゲット顧客（セグメント・ペルソナ）が明確で、課題の把握が具体的に行われているか。 ・マネタイズの見通しが立っており、収支計画及び事業拡大（スケール）の蓋然性があるか。	A：特に優れている B：優れている C：普通 D：劣っている E：特に劣っている	(10) (7.5) (5) (2.5) (0)	10
実現可能性（技術）(Technical Feasibility)	・提案する製品・サービスに技術的な裏付け（試作実績、実証データ、特許、専門知見等）があるか。 ・循環型バリューチェーン構築に必要な連携先・サプライチェーンの見通しがあるか。	A：特に優れている B：優れている C：普通 D：劣っている E：特に劣っている	(10) (7.5) (5) (2.5) (0)	10
実現可能性（体制）(Team Feasibility)	・事業を推進するチームの体制、スキルセット、役割分担が適切に構築されているか。 ・支援期間（6か月）内で実装・検証フェーズに到達できる計画となっているか。	A：特に優れている B：優れている C：普通 D：劣っている E：特に劣っている	(10) (7.5) (5) (2.5) (0)	10
新規性(Novelty)	・既存の代替手段や国内外の類似事例と比べて、提供価値・仕組み・連携・運用等における差別化（独自性）があるか。 ・将来的に他地域への展開可能性や業界への波及効果が期待できるか。	A：特に優れている B：優れている C：普通 D：劣っている E：特に劣っている	(10) (7.5) (5) (2.5) (0)	10
			合計	100

【評価基準に関する補足】

・各評価項目は5段階（A～E）で評価し、配点に応じた評価点を付与する。

- ・評価は、応募書類（事業概要資料）及び必要に応じて実施するヒアリングに基づき行う。
- ・「循環性」「京都らしさ」「インパクト」の3項目（計60点）は本事業の趣旨に直結する重点項目と位置付ける。
- ・「京都市内に本社又は事業所を置いていること（市内の事業所開設等に向けて具体的な手続を進めている者を含む。）」を応募要件とし、これを満たさない場合は失格とする。
- ・令和7年度「サーキュラービジネスデザインスクール京都」の参加者（修了者）が申請した事業については、スクールでの学びを翌年度の事業伴走支援へと一貫して接続し、京都の循環型ビジネスを継続的に創出・育成する本事業の趣旨を踏まえ、評価点の合計に10分の1を加算する（評価点×0.1。ただし加算後の評価点は100点を上限とする。）。